

大田市告示第86号

大田市市営駐車場（温泉津駅前駐車場）の収納事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の2第1項に基づき、歳入の収納事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により、告示する。

令和6年4月1日

大田市長 楫野 弘和



1. 委託事務の範囲

温泉津駅前駐車場の使用料の徴収業務

2. 委託事務の区域

温泉津駅前駐車場

3. 委託の相手方

住所 大田市温泉津町小浜イ41番地10

氏名 山路 豊子

4. 指定日

令和6年4月1日

5. 委託期間

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで